

社会教育ガイド

2月の中央公民館事業 〈会場は中央公民館〉

■絵画教室

期日 2月10日(月)、2月24日(月)
 時間 午前10時
 講師 上野 キミ氏

■家庭教育学級、婦人大学(合同)

期日 2月26日(木)
 時間 午後1時30分
 内容 閉講式

■高齢者大学

期日 2月27日(木)
 時間 午前10時
 内容 午前 講演
 午後 クラブ活動
 講師 竹村チヨ子氏

村中央公民館では、俳句作品を公募しています。
 昨年一月から十月までの年間総合成績も一月十九日の新春俳句大会の席上、発表、表彰され、結果は次のとおり。

第一位	谷 井 野 武 士	第三位	市 田 恵 子
第二位	坪 谷 耕 雨	第四位	神 村 横 雲 子
		第五位	今 井 天 花
		第六位	佐 藤 志 残
		第七位	坪 谷 志 残
		第八位	坪 谷 志 残
		第九位	細 山 斗 子
		第十位	細 山 斗 子

俳句作品年間総合成績



盛会だった新春俳句大会

平成四年新春俳句大会が一月十九日、村中央公民館で開催されました。
 午前十時から席題や一句競詠を取り組み結果は次のとおり。

第一位	小 林 竹 生	第一位	半 坪 の 店 を 広 げ て
第二位	坪 谷 耕 雨	第二位	冬 枯 や 土 工 飯 場 の
第三位	伊 藤 吉 作	第三位	霧 降 五 十 年 目 の
第四位	高 橋 一 夫	第四位	湯 豆 腐 に 土 工 と し て の
第五位	石 井 野 武 士	第五位	注 連 古 り し 神 の 櫓 も
第六位	高 橋 一 夫	第六位	只 今 の 声 で 湯 豆 腐
第七位	高 橋 一 夫	第七位	冬 枯 の 町 に 買 物
第八位	高 橋 一 夫	第八位	冬 枯 の 一 湾 に 揺 れ る
第九位	高 橋 一 夫	第九位	霧 降 牛 に 敷 藁
第十位	高 橋 一 夫	第十位	霧 降 牛 に 敷 藁

席題総合一位に小林竹生さん 平成4年新春俳句大会

俳句

(公募作品 高名句者)

句題 霧・湯豆腐・冬枯

第一位	半坪の店を広げて	(二本木)	洪谷実生
第二位	冬枯や土工飯場の	(二本木)	小林竹生
第三位	霧降五十年目の	(木津)	坪谷耕雨
第四位	湯豆腐に土工としての	(横越)	細山両子
第五位	注連古りし神の櫓も	(木津)	坪谷耕雨
第六位	只今の声で湯豆腐	(木津)	坪谷耕雨
第七位	冬枯の町に買物	(横越)	長谷部静恵
第八位	冬枯の一湾に揺れる	(木津)	石井樂秋
第九位	霧降牛に敷藁	(木津)	今井天花
第十位	霧降牛に敷藁	(横越)	高橋鴉子

家族で考える クロスワードパズル 当選者発表

一月号に家族で考えるクロスワードパズルを掲載したところ、61名の応募があり、正解は、横越村と姉妹村である「みほむら」でした。
 応募者全員が正解でありましたので、厳正な抽選の結果、次の方々が当選されましたので、賞品の発送をさせていただきます。

- 当選者
- 横越 神田 優太、渡辺 勝利、河内 貴子
 - 谷内田 トミエ
 - 羽田 陸
 - 長谷部京子
 - 二本木 長谷部京子
 - 小杉 阿部 恵美子
 - 豊崎 孝子
 - 阿部 範子

○本を返す時
 カード箱から自分の借りた貸出カードを取り出し、返本月日を記入して、本の裏表紙にある袋に入れて本を本棚に納める。
 どうぞ、ご利用下さい。

○巡回図書利用方法
 本の裏表紙から貸出カードを取り出し、地区名、氏名、借りた月日を書いて、カードは、カード箱に入れておく。

○沢海地区 横越村農村環境改善センター
 ○二本木地区 横越勤労者体育館センター
 ○巡回図書利用方法

「横越花火」物語 ③ 曾我 広見

私は、昭和八年に上京したので、それから戦後までの花火は、全く見ていない。昭和時代になると横越神社の秋祭りにも花火を上げなくなったようである。こうして時代が進むにつれて花火に閑しては、むしろ村民生活から遊離していったように思われる。
 国の祝事や村の大きな行事等の場合は、わずかに祝砲の意味の花火又は、開催の有無を知らせる花火として昼間に限りまれに打ち上げられ夜の花火は、いつか忘れられてしまったようである。
 こんな状況の中の救いは、横越村が新潟市の近郊に位置していることで、戦後、新潟の「川開き」行事が復活して容易に見物出来るようになった。
 かつては横雲橋の橋祭りの花火として周辺の町村の話ともなっていた「横越花火」はすっかり霞の彼方に埋没してしまつて古老の昔話の話にも登場しなくなったのが現状である。

選挙管理委員会体制固まる 委員長に今井己能利氏 同職務代理に鈴木新太郎氏



十二月三十一日で任期満了に伴い、小林廣次、村木信弥、小舟戸桂二の各委員のみなきが退任されました。
 ところで、小林前委員長は昭和三十三年に選挙管理委員に就任、昭和四十三年からは

同委員長に就任し、昭和六十年には、自治大臣表彰、平成元年には、内閣総理大臣表彰を受賞されております。
 この三十四年の有念の間、豊かな経験と卓越した感覚で村長選挙における記号式投票制度の採用や選挙公報発行条例の制定、公営ポスター掲示場設置など常に先取り施策を手がけるなど多年にわたる選挙の管理執行に精励されました。
 また、選挙制度の研究及び普及等民主政治の確立に尽力されました。
 小林前委員長をはじめ退任された委員のみなさん、ごくろうさまでした。
 なお、一月九日に選挙管理委員会を開催した結果、委員

長に今井己能利氏、同職務代理に鈴木新太郎氏が選任されました。
 ○委員
 佐藤 豊次(横越・新)
 高橋 悦朗(沢海・新)
 今井 己能利(木津・再)
 鈴木 新太郎(小杉・新)
 ○補充員
 高橋 正二(横越・新)
 小武 孝栄(駒込・新)
 藤田 良三(沢海・新)
 村木 信弥(二本木・再)
 〈選挙管理委員会の職務〉
 選挙が公明かつ適正に行われるように選挙人の政治意識の向上に務め、選挙に關し必要な事項を選挙人に知らせることが主な職務になっています。

一日二円の交通災害共済に 家族みんなで加入を

多発する交通事故、昨年県下の交通事故、発生件数は前年比二・六％増の一、七〇七件、死亡者数は二・三％増の二七〇人と、平成元年に次ぐ多発となりました。
 村では、一人年額三五〇円の掛金で、最高百万円の見舞金が支給される「新潟県交通災害共済」の加入を呼びかけています。
 万一の事故に備え、家族みんなで加入されますようお勧めします。

も同額) 共済期間：毎年四月一日から翌年三月三十一日迄です。
 加入者数は、一八〇万人を超え(加入率七二・三％)本村では七、六六三人(加入率七九・六％)となっております。
 また、本村の見舞金の給付件数は、平成二年度で四十一件、三九二万円となっております。
 加入手続き：二月中に嘱託員を通じて平成四年度の申込書を配付しますので、一人三百五十円を添えて申し込んでください。

見舞金は

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる障害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

ご協力に感謝します

皆様からご協力いただきました歳末たすけあい募金につきましまして、お蔭様で目標を達成できました。
 深く感謝申し上げます。
 浄財は、左記のとおり百七十九人の方を対象に二千円から五千円の慰問金を渡し大変喜ばれました。
 今後ともよろしくお願いいたします。

種別	施設(世帯)	対象者(人)	配分額(円)
養護老人ホーム	2	3	6,000
特別養護老人ホーム	5	10	20,000
身障者療養施設	1	1	2,000
精進者厚生施設	3	4	8,000
重症身障者施設(療養所)	2	3	6,000
救護施設	1	2	4,000
医療保護施設	7	17	34,000
養護学級	2	3	6,000
身障者(児)	43	43	215,000
低所得世帯	3	3	9,000
一人暮らし老人	30	30	150,000
ねたきり老人	30	30	150,000
ねたきり老人介護者	30	30	150,000
事務費			48,822
支出合計		179	808,822

転入・転出手続きは お早めに

毎年、三月、四月は、入学就職、転勤などで転入・転出の多い月です。
 転入・転出の届出は大切な手続きですので早めに行ってください。
 なお、いずれの場合も印鑑を忘れずに持参して下さい。
 〈転入届〉
 横越村に引越してきてから十四日以内に世帯主又は、本人が届出を。
 前の住所地の市町村で発行した転出証明書、年金手帳(加入者のみ)の持参を。
 〈転出届〉
 横越村外に住所を移す時は届出を。
 年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。
 村内に住所を移した時は、十四日以内に届出を。
 転出届と同様に必要書類の持参を。
 〈世帯主変更届〉
 死亡、転出、転居などで、世帯主変更が生じた時は、十四日以内に届出を。
 おたずねは、役場住民課へ